

平成30年度
ツキノワグマ管理検討委員会

本文資料 目次

【報告事項】

平成30年度ツキノワグマ管理施策の取組状況

- | | |
|----------------------|---|
| 1 ツキノワグマの狩猟期間の延長（報告） | 1 |
| 2 個体数管理 | 2 |
| 3 生息環境整備 | 3 |
| 4 被害防除対策 | 4 |
| 5 モニタリング調査 | 6 |
| 6 隣接県との調整 | 8 |

【協議事項】

平成30-31年次のツキノワグマ捕獲上限数について 9

【その他】

事前頭数配分によるツキノワグマ捕獲等許可試行事務処理要領
の改正について……………別紙1

【報告事項】

平成 30 年度ツキノワグマ管理施策の取組状況

1 ツキノワグマの狩猟期間の延長（報告）

平成 30 年 6 月 12 日（火）に開催した岩手県環境審議会自然・鳥獣部会において、諮問し答申されたことから、第 12 次鳥獣保護管理計画及び第 4 次ツキノワグマ管理計画を変更し、ツキノワグマの狩猟期間の延長を行ったもの。

（1）狩猟期間延長

毎年 11 月 1 日から 11 月 14 日まで

（平成 30 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの期間に限る。）

（2）区域

県内一円の区域

狩猟期間	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	備考
狩猟期間 [11/15～2/15]								



第 4 次計画に基づく延長 (H30～33) 狩猟期間 [11/1～2/15]								
--	--	--	--	--	--	--	--	--



延長期間（11/1～11/14）

（3）県報告示 平成 30 年 8 月 10 日

（4）第 4 次ツキノワグマ管理計画の変更について

1) 変更内容

冬眠前のツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、国が定める狩猟期間（11 月 15 日～2 月 15 日）を 11 月 1 日から 2 月 15 日に延長する。

併せて、狩猟期を起点としていた捕獲の管理年次の期間を変更する。

2) 変更後の計画の施行日

平成 30 年 7 月 27 日

（5）第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更について

1) 変更内容

ツキノワグマの狩猟期間の延長を新たに規定する。

2) 変更後の計画の施行日

平成 30 年 7 月 27 日

2 個体数管理

(1) 捕獲数管理 資料 1-1, 1-2, 1-3

1) 平成 29-30 年管理年次 (平成 29 年 11 月 15 日～平成 30 年 10 月 31 日)

捕獲上限数および捕獲状況 (平成 30 年 10 月 15 日現在)

(単位: 頭)

区 分	捕獲上限	狩猟	有害捕獲		春季	計	
			捕獲	うち放獣	捕獲	捕獲	うち放獣
北奥羽	1 4 6	1 4	7 5	4	1 1	1 0 0	4
北上高地	2 1 7	4 7	1 5 2	4	0	1 9 9	4
計	3 6 3	6 1	2 2 7	8	1 1	2 9 9	8

2) 春季捕獲

八幡平市、西和賀町で実施。捕獲実績は八幡平市 6 頭、西和賀町 5 頭。

3) 捕獲許可にかかる特例許可の試行 資料 2

近年、ツキノワグマの出没や被害が増加していることから、平成 26 年 6 月 1 日から、市町村の判断による緊急時の円滑な対応を確保するため、被害事案 1 件ごとに行う通常の許可手続きに加え、市町村ごとの捕獲上限を設定し、その範囲内で予め市町村からの申請を受けて行う特例許可の試行を実施している。

特例許可の適用期間は 6 月からであるが、近年春先 5 月以降の出没が多発していることから、今年度も昨年度と同様に迅速な対応を促進するため、適用期間の前倒しを実施し、5 月 1 日からの適用とした。

【対象】 33 市町村 (鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画策定済の市町村)

【申請】 31 市町村 (軽米町、九戸村を除く)

【許可期間】 5 月 1 日から 10 月末の期間、最大 30 日間

配分数 (捕獲実績) が多い主な市町村

市町村名	配分数	捕獲実績	うち放獣
遠野市	2 0	1 3	0
岩泉町	1 5	1 2	0
宮古市	1 5	2	0
一関市	1 4	3	0
盛岡市	1 3	1 6	3
雫石町	1 2	1 4	3
花巻市	1 2	1 0	0
西和賀町	1 1	5	0

(平成 30 年 10 月 15 日時点)

(2) 緊急時における捕獲許可事務の特例処理

1) 根拠

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、人身被害に関わる緊急時における捕獲許可については、市町村において事務処理ができることとされているもの。

2) 権限移譲状況

全市町村（平成 21 年度より）

3) 平成 30 年度実績

許可実績：0 件

<市町村における捕獲許可実績>（H21 以降）

市町村名	捕獲許可日	捕獲実績
一関市	平成 21 年 5 月 16 日	0 頭
岩泉町	平成 21 年 7 月 24 日	1 頭
奥州市	平成 22 年 6 月 12 日	0 頭
西和賀町	平成 22 年 9 月 4 日	1 頭
金ケ崎町	平成 23 年 7 月 2 日	0 頭
花巻市	平成 24 年 7 月 21 日	1 頭
花巻市	平成 26 年 5 月 27 日	1 頭

3 生息環境整備

(1) 天然性林の保全・管理

コナラ等（コナラ・ミズナラ・クリ）のツキノワグマの餌となる広葉樹について、造林や保育等の森林整備を実施。

単位：ha

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	対前年度比
造林	51	57	50	59	118%
保育等 (除伐・間伐・更新伐)	48	17	34	39	115%

(2) いわての森林づくり県民税の活用（いわて環境の森整備事業）

公益上に重要な森林で、森林所有者自らの管理が期待できない人工林を対象とし、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林に誘導する混交林誘導伐（概ね 5 割の強度間伐）を実施。

単位：ha

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	対前年度比
混交林誘導伐	1,274	738	772	888	115%

(3) 民有林緑の回廊の設定

北東北 3 県で合意された「緑のランドデザイン」構想に基づき、野生生物のハビタットの連続性を確保するため、国有林の「奥羽山脈緑の回廊」に連続する「民有林緑の回廊」を平成 17 年度までに設定。

4 被害防除対策

(1) 被害状況

1) 平成 30 年度人身被害状況 資料 3-1, 3-2

県全体 : 11 件 11 人
 北上高地 : 8 件 8 人
 北奥羽 : 3 件 3 人

区 分	28 年度		29 年度		30 年度 (10/15 現在)	
	件数	件数	件数	人数	件数	人数
北上高地	1 1	1 1	1 1	1 1	8	8
北 奥 羽	6	8	5	6	3	3
計	1 7	1 9	1 6	1 7	1 1	1 1

2) 平成 29 年度農林業被害 資料 4

被害面積 : 54.7 ha
 被害額 : 4,232 万円
 主な被害作物 : 飼料作物、果樹、野菜など

農業被害

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 (速報値)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
水 稻	3.3	461	2.2	162	3.8	208
野 菜	1.7	158	2.3	275	2.2	209
果 樹	4.4	561	4.2	783	10.7	1,122
飼料作物	16.1	1,260	30.0	2,157	37.1	2,644
その他*	0.2	37	6.7	90	0.9	49
計	25.7	2,477	45.4	3,467	54.7	4,232

※その他にはコーンサイレージ等含む

林業被害

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
区域面積 (ha)	139.65	0	0	0
実損面積 (ha)	0.73	0	0	0
損害額 (万円)	214	0	0	0

(2) 各種対策状況

1) 人身被害防止対策

① ツキノワグマの出没に関する注意喚起

今年度は「ツキノワグマの出没に関する注意報等」は発表していないが、人里への出没や人身被害、農畜産物被害の発生の恐れがあることから、各市町村等へ注意喚起及び出没時における適切な対応についてお知らせを行った。

実施内容：通知（3回）、ラジオ、ツイッター

実施時期：下記のとおり

② 普及啓発

実施内容：岩手の林業、ホームページ

実施時期：通年、リーフレット配付

< 通知 >

通知時期	注意喚起等依頼先	主な内容
H30. 4. 6	各市町村、農林水産部、広域振興局、 県警本部、県政記者クラブ	春の山菜採りシーズンに向けた注意喚起
H30. 8. 7	各市町村、農林水産部、広域振興局、 県警本部	夏季の行楽シーズンに向けた注意喚起
H30. 9. 19	各市町村、農林水産部、広域振興局、 県警本部、県政記者クラブ	秋のキノコ採りシーズンに向けた注意喚起

< 各種媒体（マスコミ、リーフレット配布等） >

時期	媒体	社名及び内容等
H30. 4. 1	ツイッター	「ツキノワグマに注意！」
H30. 4. 10	ラジオ	I B C 「ツキノワグマに関するお知らせ」
H30. 4 月号	岩手の林業	「ツキノワグマの出没に注意してください！」
H30. 5. 7	ツイッター	「ツキノワグマに注意！」
H30. 6. 4	ツイッター	「クマに注意！」
H30. 8～9 月	リーフレット	「クマに遭わないための 8 か条」 配布先：県内産直施設、道の駅、まちの駅、ホームセンター、高速道路 SA, PA 計 約 400 施設
H30. 9 月号	岩手の林業	「ツキノワグマの出没に注意！」
H30. 8. 20	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意！」
H30. 9. 10	ツイッター	「ツキノワグマの出没に注意！」
H30. 9 月	リーフレット	「クマに遭わないための 8 か条」 配布先：ローソン 計 173 施設
H30. 10. 15	ツイッター	「ツキノワグマの狩猟期間の延長について」
通年	HP	ツキノワグマの人身被害防止について 各種リーフレット、被害マップ

③ 地域における管理対策の推進（農林業被害対策も含む）

実施内容：「ツキノワグマ地区管理協議会」における検討及び研修

※平成 29 年度は 9 地区中 9 地区で実施。

※平成 30 年度は 9 地区中 2 地区で実施済み（10 月 15 日時点）。

④ 追払い対策の推進

煙火消費保安講習会を岩手県猟友会と共催で実施。

（9 月 27 日、受講者 103 名：市町村職員、猟友会員、鳥獣保護管理員等）

2) 農林業被害防除対策

① 鳥獣被害防止特措法の活用

- ・被害防止計画策定市町村（ツキノワグマを対象とするもの）

県内全市町村で策定（33 市町村）

- ・主な計画内容

環境整備、誘因物除去、追払い推進、捕獲体制整備、電気柵設置、普及啓発

3) その他出没等に関する対策

① 市街地等の出没対策

市街地等への出没対応を踏まえ、吹き矢麻醉及び麻醉銃等の活用について検討、危険
猟法許可を取得（平成 30 年 6 月 4 日付環東地野許第 1806042 号）。

許可者 3 名：盛岡市動物公園 1 名、鳥獣保護センター 2 名

② 出没状況等の把握 資料 5

月ごとに各市町村から出没件数の報告を受け、取りまとめている。

5 モニタリング調査

(1) 捕獲記録

対象：有害及び狩猟による捕獲個体

方法：捕獲実施者及び狩猟者からの報告票提出

記録内容：捕獲日時、場所、体重、体長、性別、推定年齢、子連れの有無等

結果：資料 6

(2) ブナ及び広葉樹堅果の豊凶調査

対象：北上高地 12 地点（ナラ類）

方法：9 月～10 月にかけて目視により実施

平成 27 年度より各広域振興局保健福祉環境部・林務部及び環境保健研究セ
ンターにおいて実施。

結果：資料 7

(3) ツキノワグマ生息数調査事業（大規模ヘアトラップ調査）

今年度から3か年で3地域（北奥羽、北上高地北部、北上高地南部）に分けて調査を実施し、個体数を推定する予定。

今年度は、北奥羽地域で大規模ヘアトラップ調査を実施しており、今後、DNA分析調査や個体数推定を実施する予定。

(4) ツキノワグマ個体数密度調査（小規模ヘアトラップ調査）

対象地域：花巻市（北奥羽）、遠野市（北上高地）

調査方法：平成25年度から調査を継続的に実施し、両市の対象地域で合計約50基のヘアトラップを設置し約3か月間で調査。

花巻市(北奥羽)	H25	H26	H27	H28	H29
個体数密度(頭/km ²)	1.00	1.01	0.95	1.46	1.39
95%信用区間下限	0.75	0.75	0.66	1.12	1.03
95%信用区間上限	1.36	1.41	1.35	1.87	1.96

遠野市(北上高地)	H25	H26	H27	H28	H29
個体数密度(頭/km ²)	0.31	0.29	0.27	0.31	0.40
95%信用区間下限	0.23	0.20	0.19	0.23	0.27
95%信用区間上限	0.41	0.42	0.39	0.42	0.59

(5) 春季捕獲に係る痕跡調査

対象：春季捕獲実施市町村（八幡平市、西和賀町）

方法：踏査による目視調査

結果：資料8-1、8-2

(6) 放射性物質検査

	年度	検体数 (基準値超過数)	基準値超過市町村	出荷制限 指示月日
クマ肉	23	8 検体 (超過 2 検体)	一関市、奥州市	H24. 9. 10 (継続中)
	24	1 1 検体 (超過 2 検体)	一関市、陸前高田市	
	25	2 4 検体 (超過 3 検体)	一関市、奥州市、陸前高田市	
	26	2 7 検体 (超過 2 検体)	一関市	
	27	1 5 検体 (超過 2 検体)	一関市、大船渡市	
	28	2 1 検体 (超過 5 検体)	一関市、大船渡市、陸前高田市、 奥州市、金ヶ崎町	
	29	6 検体 (超過 1 検体)	陸前高田市	
	30	6 検体 (超過 4 検体)	平泉町、陸前高田市、一関市 ※10/15現在	

6 隣接県との調整

- (1)平成 29 年 11 月、北海道・東北自然保護主管課長会議において、東北各県とツキノワグマに係る情報交換を行った。
- (2)平成 30 年 1 月、秋田県と情報交換会議を行い、ツキノワグマの捕獲状況、個体数調査の状況等確認し、本県の状況についても情報提供を行った。
- (3)平成 30 年 4 月、狩猟期間の延長について、隣県である青森県、秋田県、宮城県に意見照会を行い調整を図った。

【協議事項】

平成 30-31 年次 ツキノワグマ捕獲上限数について 資料 9-1, 9-2

平成 29-30 年次（平成 30 年 10 月 31 日まで）の捕獲上限数は 3 6 3 頭（北奥羽地域個体群 1 4 6 頭、北上高地地域個体群 2 1 7 頭）であったが、放獣を除く実捕獲数は 2 9 1 頭（北奥羽地域個体群 9 6 頭、北上高地地域個体群 1 9 5 頭）となった。

個体数管理を行うため平成 30-31 年次（平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日）における捕獲上限数を 3 7 5 頭（北奥羽地域個体群 1 4 5 頭、北上高地地域個体群 2 3 0 頭、）とする。

（単位：頭）

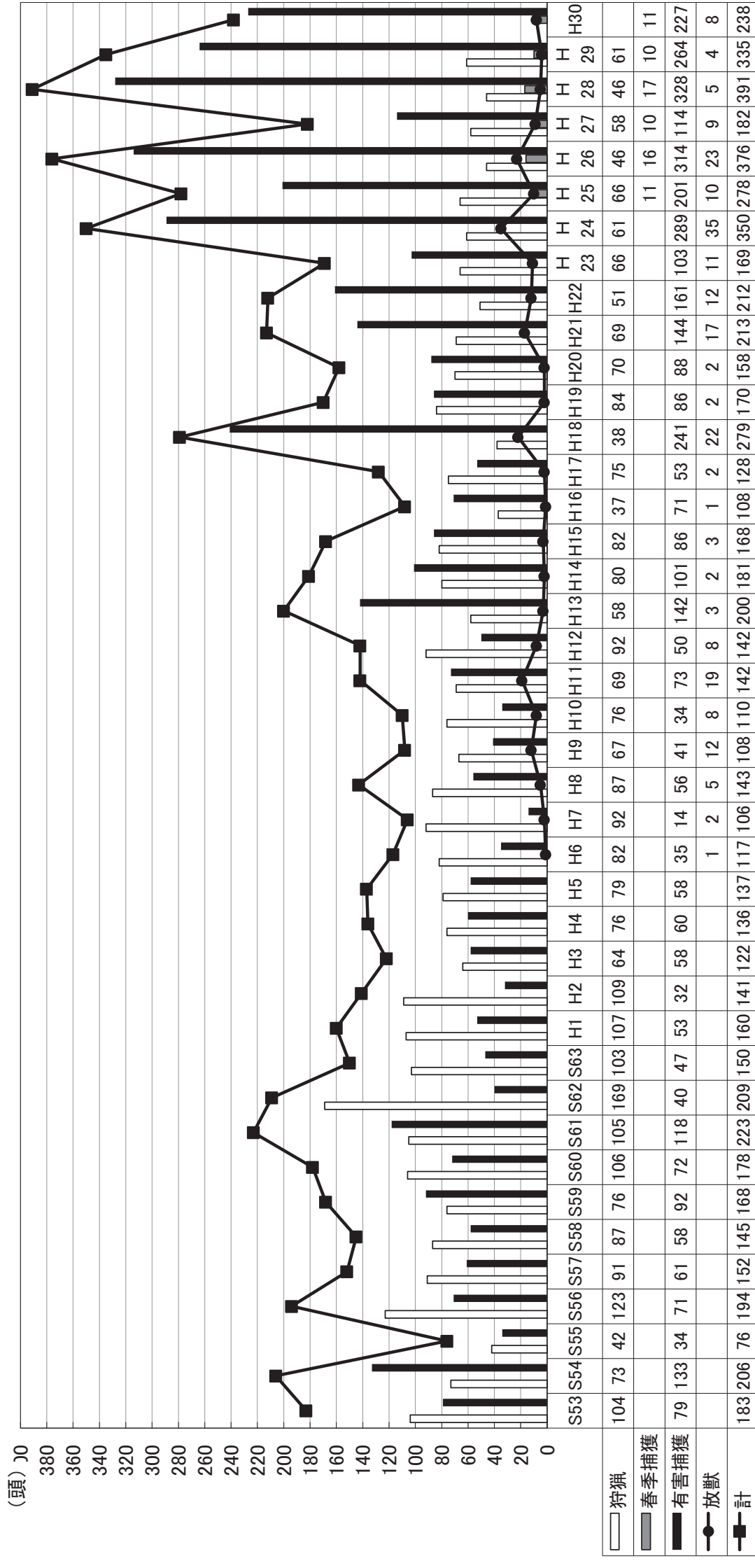
区 分	平成 29-30 年次（10 月 31 日まで）			平成 30-31 年次
	捕獲上限数 a	捕獲実績 b	差 c=a-b	捕獲上限数
北 奥 羽	1 4 6	9 6	5 0	1 4 5
北上高地	2 1 7	1 9 5	2 2	2 3 0
計	3 6 3	2 9 1	7 2	3 7 5

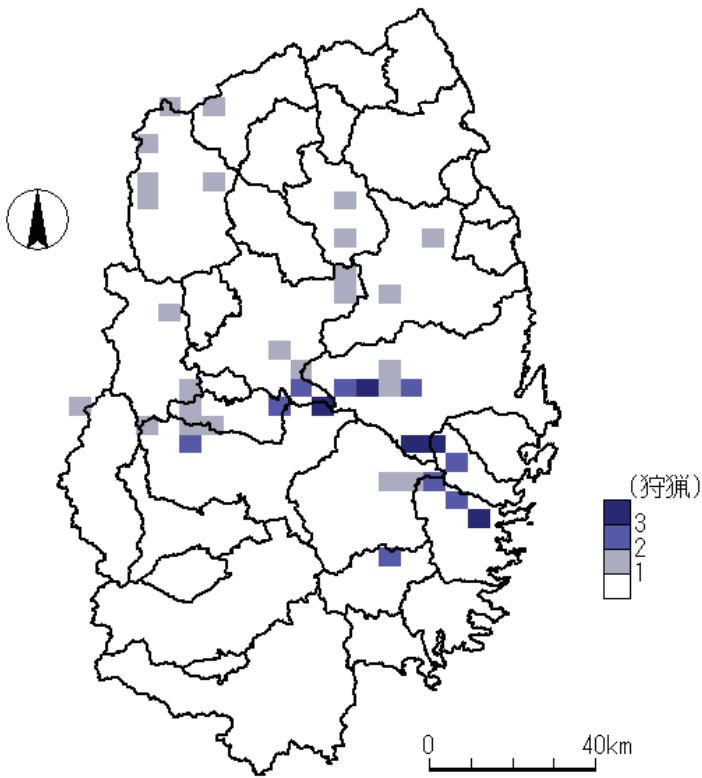
※ 捕獲実績には、放獣を含まない。

資料1-1

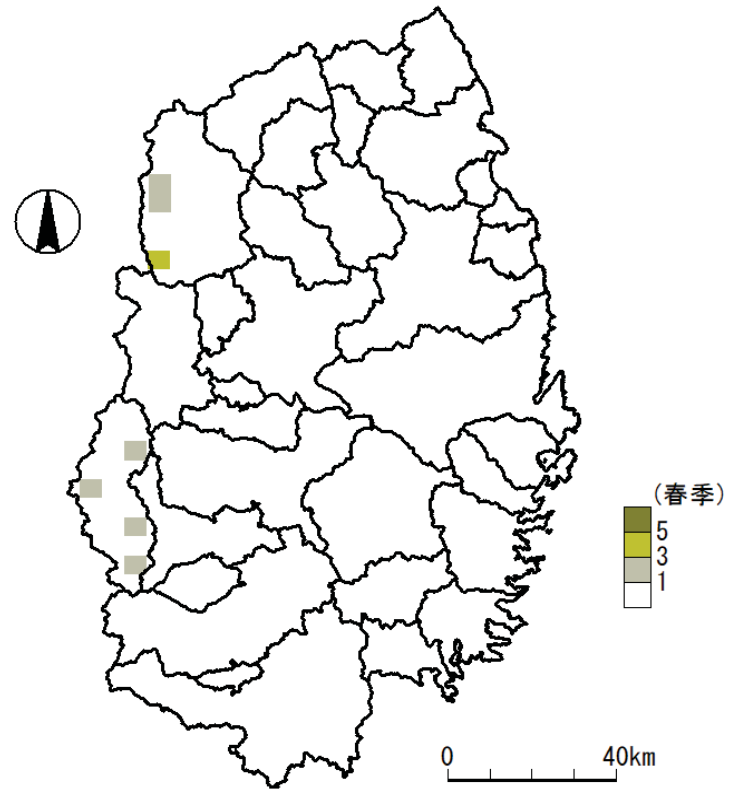
年度別 ツキノワグマ捕獲数

注1) 放獣数は、有害捕獲数の内数
注2) 平成30年10月15日現在

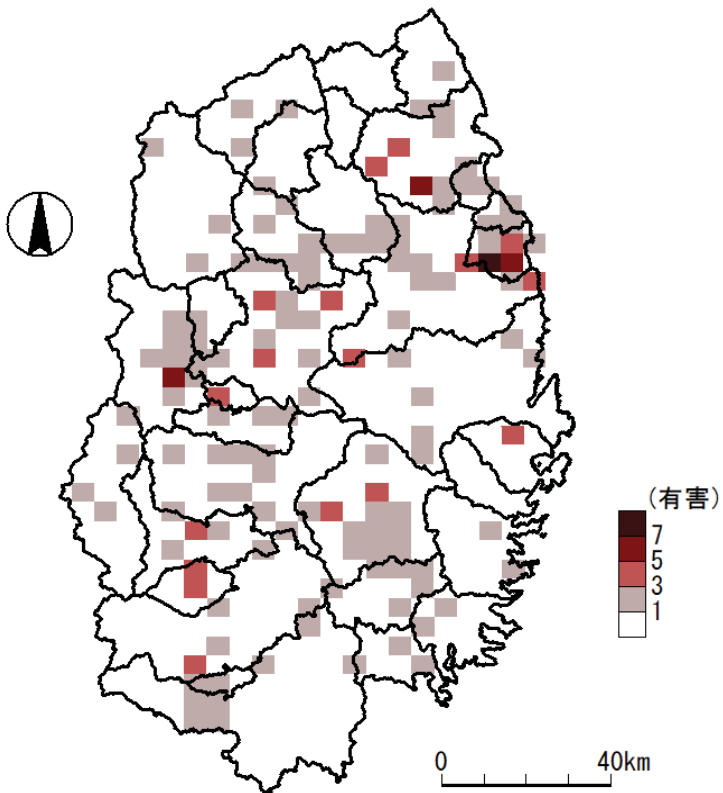




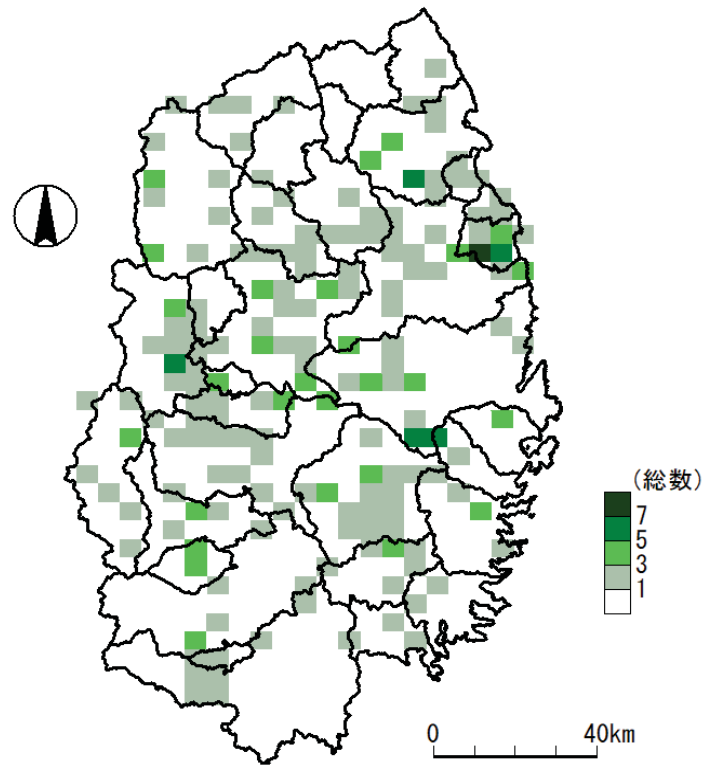
H29狩猟



H30春季捕獲



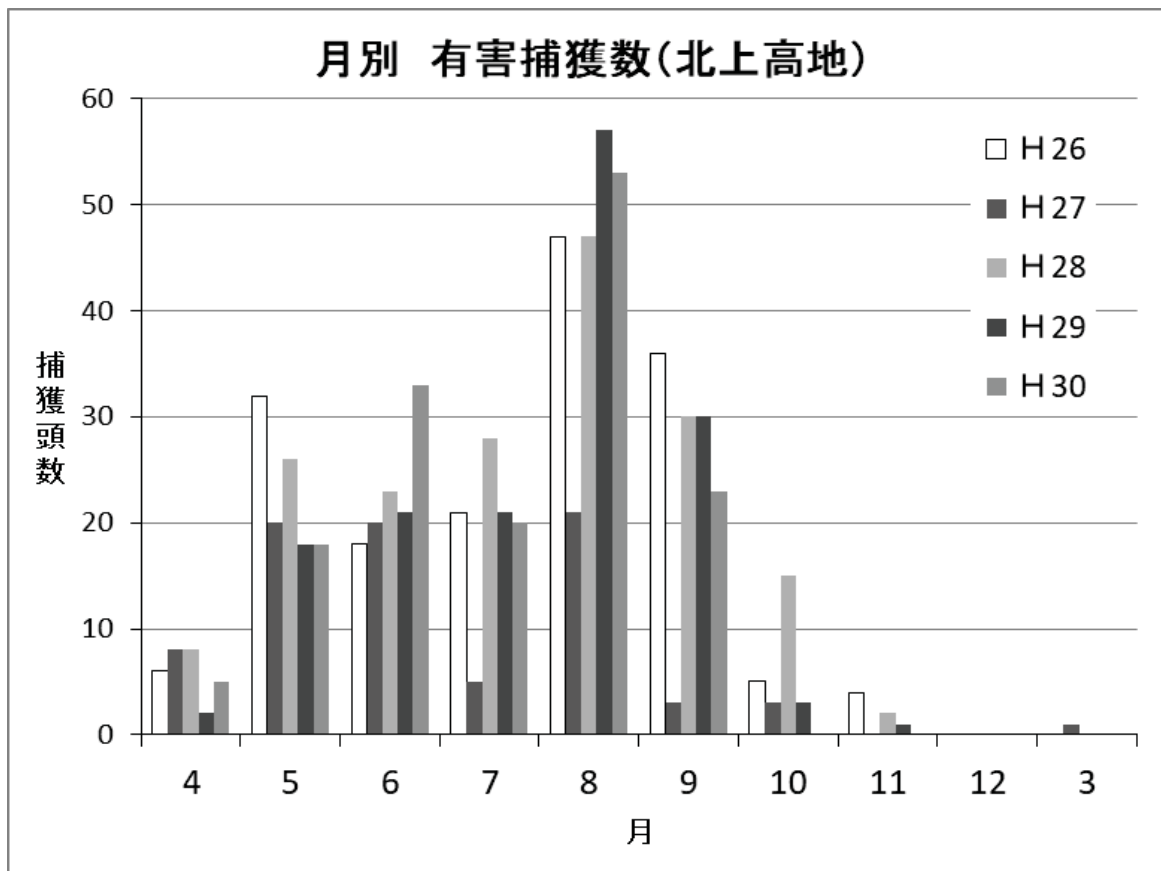
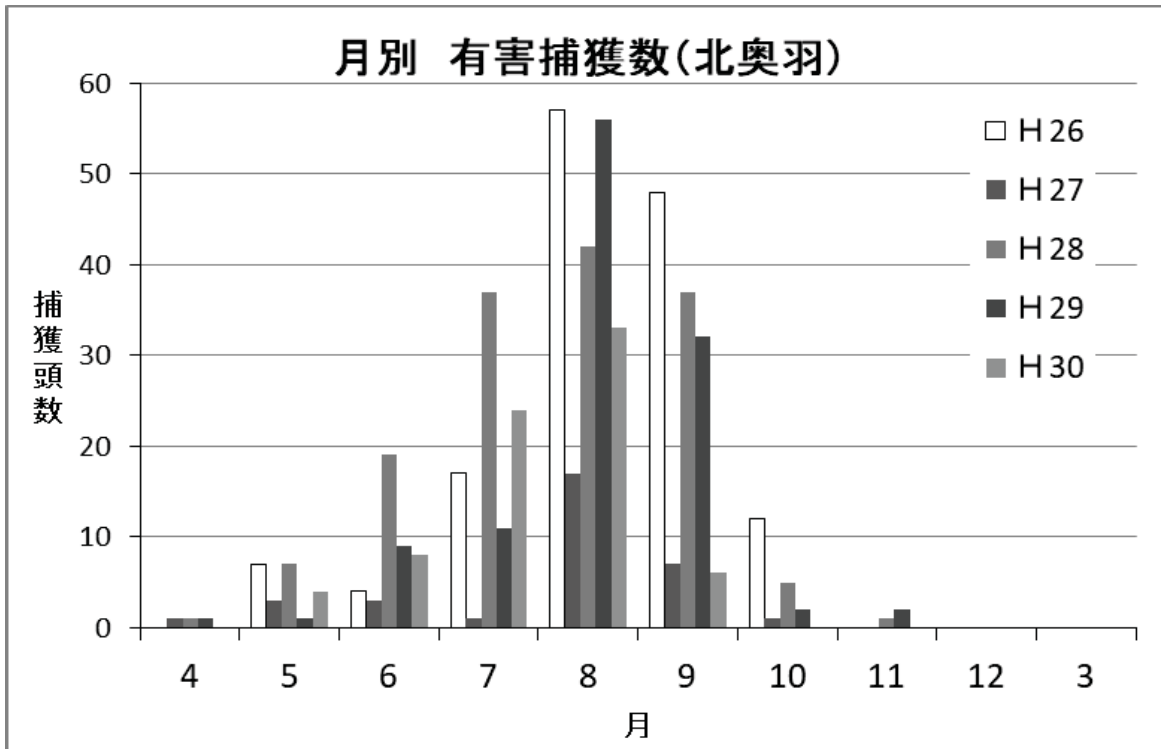
H30有害捕獲



H29-30捕獲合計

H26～H30年度 有害捕獲 月別捕獲状況

(平成30年10月15日現在)



ツキノワグマによる人身被害の状況

資料3-1

平成30年度【11件11名】*平成30年9月23日現在											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成30年5月5日	午前7時00分	朝	大槌町	金澤第29地割地内	山菜採り	80代	男性	重傷	不明	山
2	平成30年5月17日	午後3時00分	夕	大船渡市	日頃市町中甲子地内	溪流釣り	80代	男性	重傷	不明	山
3	平成30年6月1日	午前9時30分	朝	八幡平市	細野地区鍋越沢	山菜採り	60代	男性	重傷	不明	山
4	平成30年6月26日	午後6時00分	夕	岩泉町	穴沢小船地内	山菜採り	80代	男性	軽症	不明	山
5	平成30年7月12日	午後1時35分	昼	盛岡市	浅岸字木々塚12-2	山道散策中	80代	男性	軽症	無	山
6	平成30年7月29日	午後2時30分	昼	遠野市	土淵町栃内(国有林内)	林道走行中	60代	男性	軽症	不明	山
7	平成30年7月30日	午前5時00分	朝	遠野市	上郷町細越地内	自宅裏山の蜂蜜見回りに中	80代	男性	重傷	不明	山
8	平成30年8月4日	午前5時20分	朝	雫石町	西安庭48地割地内	ポンプ小屋確認中	60代	男性	軽症	不明	里
9	平成30年8月10日	午前5時30分	朝	紫波町	山屋字夏梨子地内	自宅桃畑に設置したわな点検中	60代	男性	重傷	不明	里
10	平成30年9月6日	午前11時00分	昼	田野畑村	目名地内	草刈とくろみ拾い中	60代	女性	重傷	出没情報収集	山
11	平成30年9月23日	午前10時00分	昼	八幡平市	松尾寄木地内	きのご採り中	60代	男性	重傷	不明	山

平成29年度【16件17名】											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成29年4月25日	午前11時10分	昼	山田町	山田地内	草刈り作業中	60代	男性	重傷	無し	山
2	平成29年4月28日	午後3時50分頃	昼	一関市	字沢地内	山菜採り	70代	男性	軽傷	無し	山
3	平成29年5月3日	午前8時20分	昼	宮古市	川井古田第2地割地内	山菜採り	70代	男性	重傷	無し	山
4	平成29年5月9日	午後1時25分	昼	盛岡市	根田茂7地割地内	山菜採り	60代	男性	重傷	無し	山
5	平成29年4月28日	午後4時30分	昼	宮古市	川井第6地割地内	山菜採り	60代	男性	軽傷	無し	山
6	平成29年5月27日	午前3時10分	朝	釜石市	唐丹町大曾根地内	その他(物音の確認)	70代	男性	軽傷	無し	里
7	平成29年6月7日	午後5時40分	夕	奥州市	江刺区米里字南新田地内	山林見回りに中	70代	男性	重傷	不明	山
8	平成29年6月13日	午前9時50分頃	昼	盛岡市	根田茂7地割地内	測量作業中	50代	男性	重傷	鈴	山
9	平成29年6月16日	午後1時頃	昼	一関市	大東町鳥海市ノ通地内	帰宅途中	80代	女性	軽傷	不明	山
10	平成29年7月4日	午後3時30分	昼	盛岡市	川目15地割地内	散歩中	60代	男性	重傷	ラジオ	山
11	平成29年7月26日	午後0時10分頃	昼	宮古市	重茂第1地割地内	下校途中	小学校1年	女性	軽傷	鈴	里
12	平成29年7月24日	午前7時30分	朝	遠野市	綾織町下綾織33地割地内	林業作業中	70代	男性	重傷	無し	山
13	平成29年8月1日	午前2時	夜	北上市	和賀町横川目6地割地内	その他(物音の確認)	40代	女性	軽傷	無し	里
14	平成29年8月23日	午後0時40分頃	昼	盛岡市	上厨川字柳原地内	追払い作業中	60代	男性	重傷	-	里
15	平成29年8月31日	午後11時30分頃	夜	雫石町	長山高八卦地内	その他(物音の確認)	70代	女性	重傷	無し	里
		午後11時30分頃	夜	雫石町	長山高八卦地内	その他(物音の確認)	70代	男性	軽傷	無し	里
16	平成29年10月1日	午後2時45分	昼	雫石町	長山狼沢地内	栗拾い・きのご採り	70代	男性	重傷	無し	山

ツキノワグマによる人身被害の状況

平成28年度【17件19名】											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成28年4月24日	午前10時40分頃	昼	西和賀町	千人山登山道7合目	登山中	70代	男性	重傷	鈴	山
		午前10時40分頃	昼	西和賀町	千人山登山道7合目	登山中	60代	女性	重傷	鈴	山
		午前10時40分頃	昼	西和賀町	千人山登山道7合目	登山中	60代	男性	軽傷	鈴	山
2	平成28年5月6日	午後0時40分	昼	八幡平市	丑山沢付近	山菜採り	70代	男性	重傷	鈴	山
3	平成28年5月8日	午後0時30分頃	昼	岩泉町	安家字氷渡地内	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
4	平成28年5月13日	午後0時00分	昼	遠野市	附馬牛町荒川高原山林内	山菜採り	40代	男性	重傷	不明	山
5	平成28年6月3日	午前7時頃	朝	釜石市	橋野町地内	山菜採り	70代	男性	不明	不明	山
6	平成28年6月7日	午前8時00分頃	朝	盛岡市	川目地内	山菜採り	60代	女性	重傷	不明	里
7	平成28年6月21日	午前5時00分頃	朝	八幡平市	大深橋付近	タケノコ採り	60代	男性	重傷	不明	山
8	平成28年6月23日	午後4時55分	夕	雫石町	沼返地内	自宅玄関前	80代	女性	軽傷	無し	里
9	平成28年6月26日	午後4時30分頃	夕	久慈市	山根町木売内地内	溪流釣り	50代	男性	軽傷	無し	山
10	平成28年7月8日	午前10時30分頃	昼	久慈市	山根町下戸鎖地内	不明	80代	男性	重傷	不明	山
11	平成28年7月10日	午前11時30分	昼	野田村	野田9地割地内	散歩中	70代	女性	軽傷	不明	里
12	平成28年7月31日	午前6時45分	朝	岩手町	大坊地内	原付運転中	40代	男性	重傷	無し	山
13	平成28年8月17日	午前11時00分	昼	西和賀町	楷倉山南山麓	山菜・きのご採り	60代	男性	重傷	鈴/作業前確認・追払い	山
14	平成28年9月19日	午前7時50分	朝	久慈市	山形町小国地内	きのご採り	40代	男性	重傷	無し	山
15	平成28年10月2日	午前10時30分頃	昼	岩泉町	安家字大平地内	きのご採り	60代	男性	重傷	不明	山
16	平成28年10月26日	午前9時30分	昼	八幡平市	瀬ノ沢地内	きのご採り	80代	男性	重傷	不明	山
17	平成28年11月20日	午前11時頃	昼	宮古市	小国地内	狩猟中	60代	男性	重傷	無し	山

平成27年度【13件14名】											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成27年4月17日	午前10時頃	朝	住田町	世田米字合地沢(町有林内)	林業従事中	70代	男性	軽傷	作業前の確認・追払い	山
2	平成27年4月25日	午前5時30分頃	朝	紫波町	遠山字西野々	散歩中	60代	男性	軽傷	無し	里
3	平成27年5月6日	午前11時10分頃	昼	田野畑村	三沢地内山林	山菜採り	50代	男性	軽傷	作業前の確認・追払い	山
4	平成27年5月23日	午後0時10分頃	昼	紫波町	片寄(住宅敷地内)	敷地内樹木枝切作業中	60代	男性	重傷	作業前の確認・追払い	里
5	平成27年5月23日	午後0時0分頃	昼	一関市	大東町内野	溪流釣り中	60代	男性	軽傷	無し	里
6	平成27年5月31日	午前9時30分頃	朝	岩泉町	釜津田櫃取湿原内	山菜採り	60代	女性	軽傷	不明	山
7	平成27年7月5日	午後2時10分頃	昼	遠野市	宮守町上宮守	農地周辺での作業中	60代	男性	重傷	無し	里
8	平成27年7月30日	午前6時頃	朝	八幡平市	安比高原駅付近	山菜採り	70代	男性	軽傷	不明	山
9	平成27年8月22日	午後6時30分	夕	大槌町	金澤付近	自宅近所で作業中	60代	男性	軽傷	無し	里
10	平成27年10月6日	午後1時40分	昼	岩手町	大坊第5地割内板橋	きのご採り	60代	男性	重傷	無し	山
11	平成27年10月11日	午後3時20分	昼	八幡平市	八幡平頂上付近	登山中	60代	男性	軽傷	無し	山
		午後3時20分	昼	八幡平市	八幡平頂上付近	登山中	60代	女性	軽傷	無し	山
12	平成27年12月16日	午後3時10分	夕	久慈市	山根町深田第4地割	散歩中	70代	男性	軽傷	無し	山
13	平成28年1月2日	午前中	朝	宮古市	江繁第13地割	クマ狩猟中	60代	男性	重傷	不明	山

ツキノワグマによる人身被害の状況

平成26年度【13件16名】*平成27年3月31日現在											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成26年4月21日	午後2時頃	昼	西和賀町	湯川	春季捕獲従事中	60代	男性	重傷	不明	山
2	平成26年4月27日	午後4時45分頃	夕	奥州市	江刺区米里	山菜採り	70代	女性	重傷	無し	山
3	平成26年5月3日	午前9時30分	朝	花巻市	大迫町内川目	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
4	平成26年5月4日	午前10時30分	昼	岩泉町	裘綿地区	山菜採り	80代	男性	重傷	不明	山
5	平成26年5月5日	午前9時40分	朝	遠野市	土淵町栃内	山菜採り	60代	男性	重傷	不明	山
		午前9時40分	朝	遠野市	土淵町栃内	山菜採り	50代	女性	重傷	不明	山
6	平成26年6月2日	午後7時25分	夜	矢巾町	大字広宮沢	ランニング中	50代	男性	軽傷	無し	里
7	平成26年7月24日	午後7時00分	夜	八幡平市	八幡平リゾート付近	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
8	平成26年7月31日	午前6時10分	朝	遠野市	上郷町平倉1地割	散歩中	70代	男性	軽傷	無し	里
9	平成26年8月27日	午前9時40分	朝	紫波町	片寄字木戸地内	鳥類調査従事中	40代	男性	重傷	不明	里
10	平成26年9月12日	午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅畑で作業中	70代	男性	重傷	不明	里
		午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅畑で作業中	60代	男性	軽傷	不明	里
		午後4時36分	夕	花巻市	横志田	自宅付近	70代	女性	軽傷	不明	里
11	平成26年9月16日	午前11時頃	昼	住田町	上有住字中和田	くすみ拾いから帰宅中	70代	女性	軽傷	無し	里
12	平成26年9月18日	午後2時頃	昼	盛岡市	根田茂第7地割	きのこ採り中	50代	男性	重傷	不明	山
13	平成26年10月18日	午後3時29分頃	夕	金ヶ崎町	西根和光256付近	農作業後の帰宅途中	40代	男性	重傷	作業前の確認・追払い	里

平成25年度【7件11名】*平成26年3月31日現在											
番号	年月日	時刻		被害発生場所		状況	年齢	性別	被害の程度	予防対策	里/山
1	平成25年5月4日	午前9時頃	朝	岩泉町	安家	山菜採り	70代	男性	重傷	不明	山
2	平成25年5月21日	正午頃	昼	釜石市	甲子町第16地割	山菜採り	80代	男性	重傷	無し	山
3	平成25年5月24日	午後9時半頃	夜	釜石市	浜町	帰宅途中	60代	女性	軽傷	不明	里
4	平成25年6月15日	午後5時頃	夕	花巻市	栃内	家に入ろうとしたところ	80代	男性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後6時40分頃	夕	花巻市	北笹間	農作業中	70代	男性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後6時40分頃	夕	花巻市	北笹間	農作業中	60代	女性	重傷	不明	里
	平成25年6月16日	午後7時ころ	夕	花巻市	中笹間	商店から出たところ	40代	男性	重傷	不明	里
5	平成25年8月26日	午前5時45分頃	朝	紫波町	上平沢	自宅の家庭菜園で作業中	80代	男性	軽傷	無し	里
	平成25年8月26日	午前6時頃	朝	紫波町	土館	自宅付近	70代	男性	軽傷	無し	里
6	平成25年10月17日	午後4時頃	夕	西和賀町	沢内	キノコ採り	80代	女性			山
7	平成25年10月19日	午前10時頃	昼	田野畑村	浜岩泉	林道を歩いていた	60代	男性	軽傷	不明	山

平成29年度



平成28年度



平成30年度ツキノワグマによる人身被害発生場所

No.	年月日	詳細
①	平成30年5月5日	午前7時00分頃、山菜採り最中に巣のような穴から出てきたクマに襲われた。
②	平成30年5月17日	午後3時00分頃、ヤマメ釣り中、クマに後方から襲われ、頭部をかばうため上げた両腕をひっかかれた。
③	平成30年6月1日	午前9時30分頃、山菜採り中襲われた。
④	平成30年6月26日	午後6時00分頃、たけのこの見回りをしていたところ、子熊に遭遇し気づいた親熊に襲われた。
⑤	平成30年7月12日	午後1時35分頃、山道散策中子連れの熊に遭遇し、追い払おうとしたが熊は逃げず、爪による裂傷を負った。
⑥	平成30年7月29日	午後2時30分頃、林道をバイクで走行中親子グマに遭遇し親グマに襲われた。
⑦	平成30年7月30日	午前5時00分頃、自宅裏山の蜂蜜の巣を見回り中親子グマに遭遇し親グマに襲われた。
⑧	平成30年8月4日	午前5時20分頃、ポンプ小屋見回り中藪から突然出てきたクマに右ひざを噛まれた。
⑨	平成30年8月10日	午前5時30分頃、自宅桃畑に設置したハクビシンのわなを点検したところ、子グマが捕獲されており、近くにいた親グマに襲われた。
⑩	平成30年9月6日	午前11時00分頃、草刈とくるみ拾い中突如現れたクマに襲われ頭部に重傷を負った。
⑪	平成30年9月23日	午前10時00分、きのこ採り中クマに襲われた。

資料5

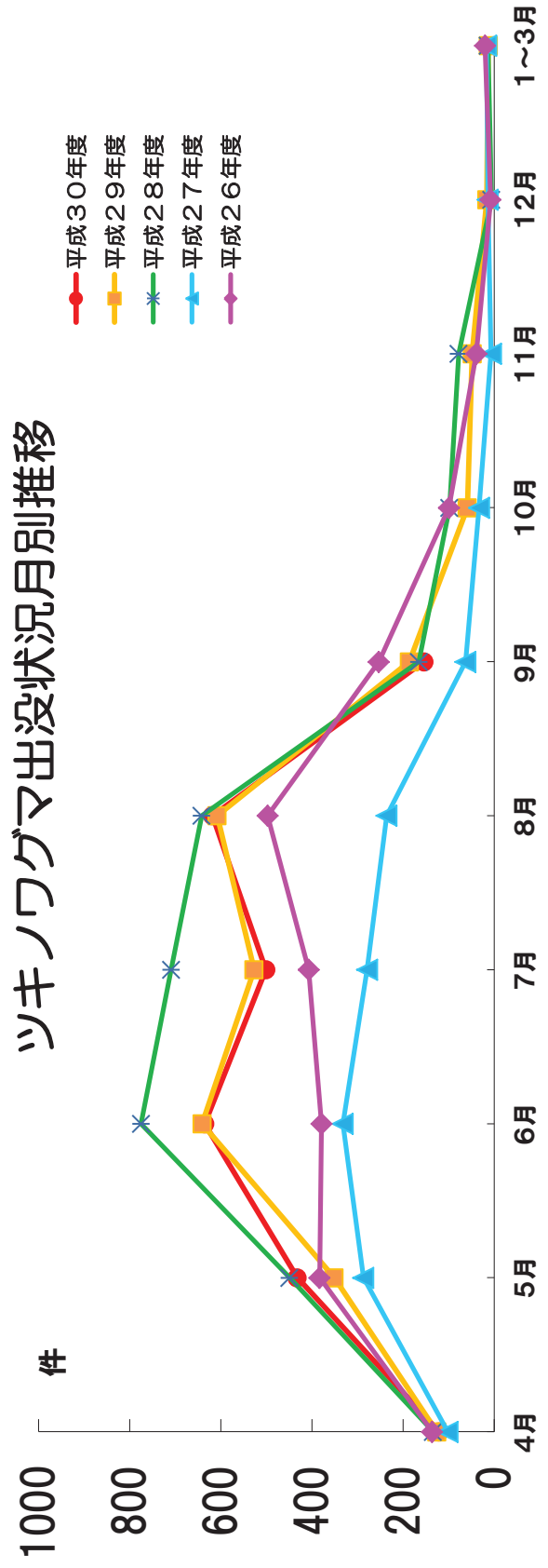
単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月計
平成30年度	121	432	635	501	618	154				2,461
平成29年度	126	351	641	527	608	186	59	48	16	2,575
平成28年度	134	449	775	709	642	165	98	78	6	3,070
平成27年度	102	287	332	279	236	63	33	7	14	1,370
平成26年度	136	383	379	407	497	253	99	39	8	2,221
平成25年度	64	236	420	374	506	167	67	43	16	1,897
平成24年度	91	248	347	425	618	401	169	50	11	2,369
平成23年度	14	46	88	227	398	131	72	59	8	1,052
平成22年度	14	76	117	136	112	36	19	13	5	528
平成21年度	20	50	50	64	65	23	10	8	0	290
平成20年度	17	94	54	66	78	22	11	7	2	351
平成19年度	14	50	60	59	105	30	8	8	4	338
平成18年度	14	38	91	126	158	82	52	14	3	578
平成17年度	10	30	62	66	56	21	6	5	1	257
平成16年度	6	30	60	107	65	9	12	3	4	296
平成15年度	11	31	38	69	83	20	23	11	1	287
平成25年度～29年度平均値	112	341	509	459	498	167	71	43	12	2,227

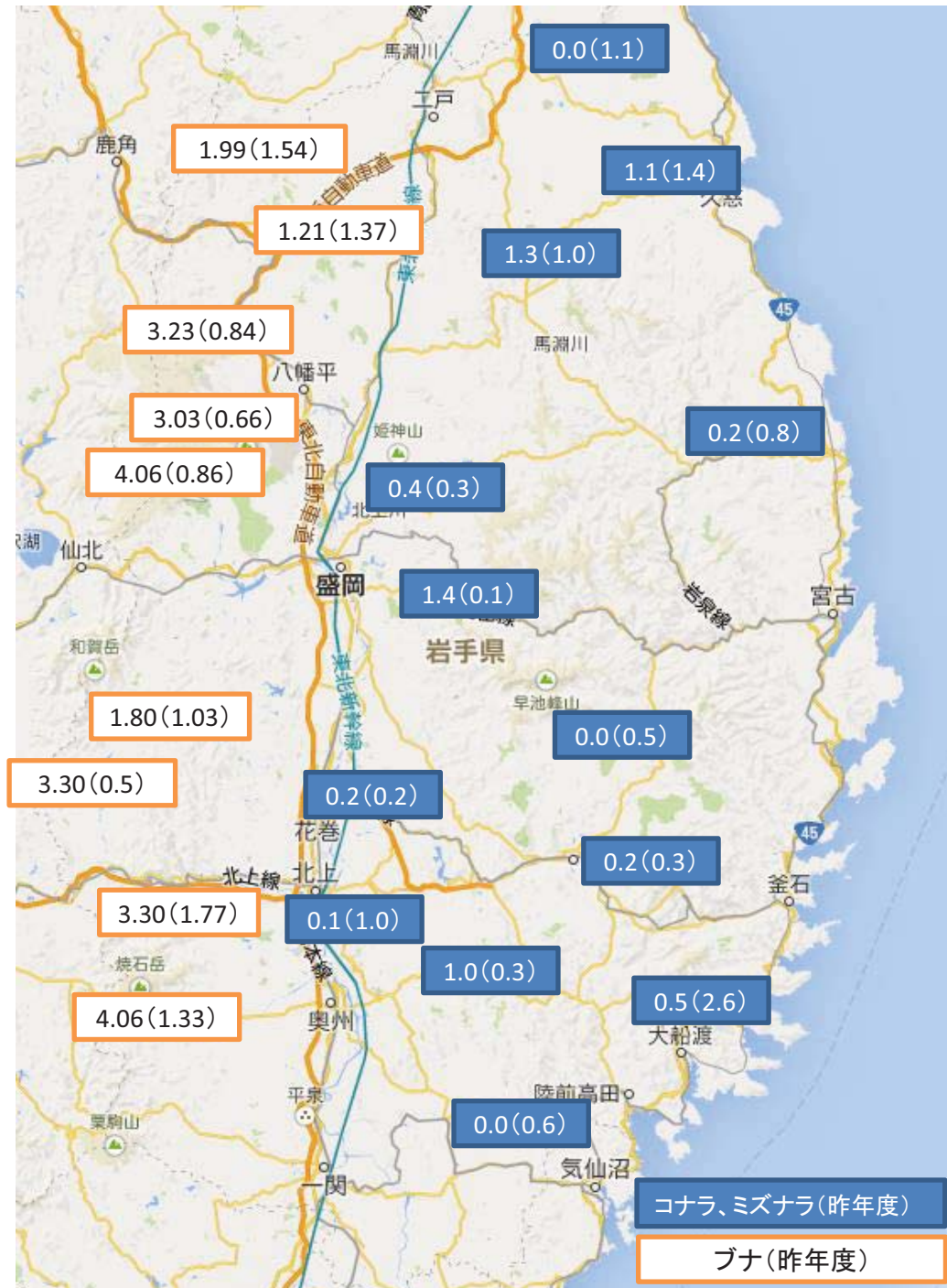
※平成23年7月分から調査方法を変更しました。

平成23年6月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）

平成23年7月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）



○堅果類豊凶調査結果



調査結果: 目視による対象木20本の調査結果、調査定点の着果状況を5段階で評価したもの。

全調査定点の平均

- ・コナラ/ミズナラ 0.47(0.75)
- ・ブナ 2.85(1.09)

【参考】

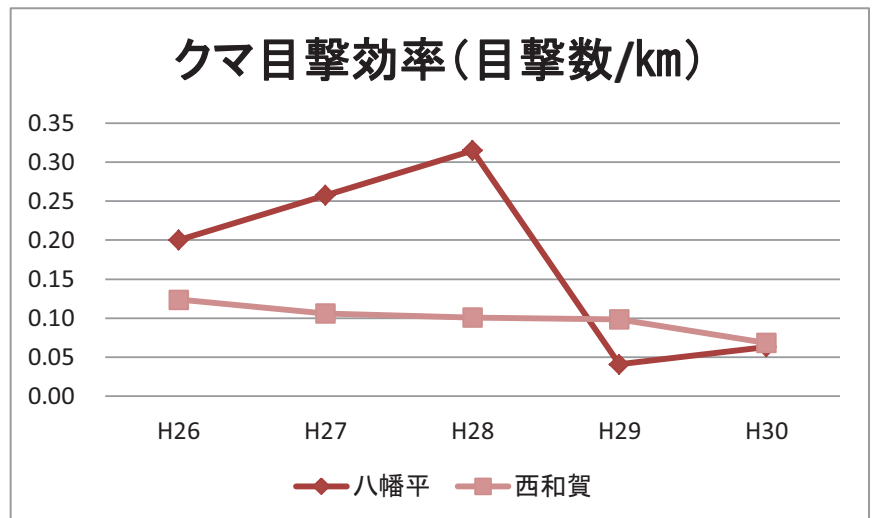
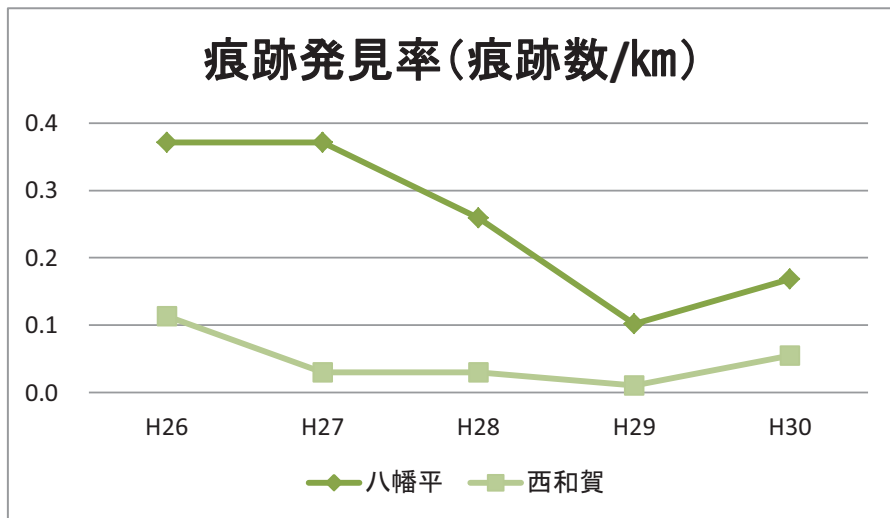
	H26	H27	H28	H29	H30
コナラ/ミズナラ	1.4	1.18	0.45	0.75	0.47
ブナ	0.49	3.61	0.55	1.09	2.85

【西和賀町】

年度	調査距離 (km)	クマ棚数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣目撃	成獣目撃	クマ目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
H26	97	21	1	10	1	11	0	12	12	0.11	0.12
H27	66	6	0	2	0	2	1	6	7	0.03	0.11
H28	268	0	2	8	0	8	9	18	27	0.03	0.10
H29	284	1	0	3	0	3	3	25	28	0.01	0.10
H30	73	2	0	4	0	4	0	5	5	0.05	0.07

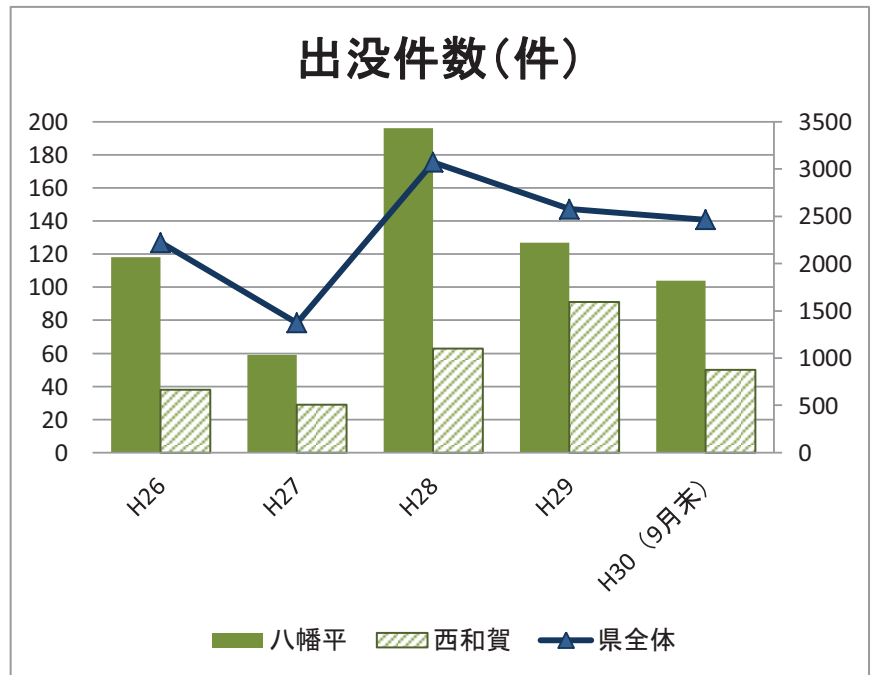
【八幡平市】

年度	調査距離 (km)	クマ棚数	爪痕	足跡	糞	痕跡 (足跡・糞)	幼獣目撃	成獣目撃	クマ目撃(計)	痕跡/距離	目撃/距離
H26	35	1	2	13	0	13	1	6	7	0.4	0.20
H27	35	1	2	13	0	13	2	7	9	0.4	0.26
H28	54	1	3	14	0	14	5	12	17	0.3	0.31
H29	98	2	8	8	2	10	1	3	4	0.1	0.04
H30	95	1	5	14	2	16	1	5	6	0.2	0.06



出没件数

	八幡平	西和賀	全体
H26	118	38	2221
H27	59	29	1370
H28	196	63	3070
H29	127	91	2575
H30(9月末)	104	50	2461



○平成30年度春季捕獲に係る痕跡調査結果(期間:平成30年3月15日~5月14日)

資料8-2

調査場所 (メッシュ番号)	調査距離km	目撃					
		クマ棚	足跡	爪跡	糞	成獣	幼獣
西和賀町	73	2	3	0	0	5	0
A-664	15	0	0	0	0	2	0
A-761	2	0	0	0	0	0	0
A-764	22	0	2	0	0	1	0
A-773	12	0	1	0	0	0	0
C-054	6	0	0	0	0	2	0
C-055	3	0	0	0	0	0	0
C-164	13	2	0	0	0	0	0
八幡平市	95	1	13	5	2	6	1
C-673	8	0	1	1	1	1	0
C-674	8	0	1	1	0	1	0
C-772	14	0	2	0	0	1	0
D-701,703	14	0	1	0	0	2	0
F-072	6	0	1	0	0	0	0
F-073	10	0	3	0	0	1	1
F-074	14	1	1	1	1	0	0
G-001	4	0	1	1	0	0	0
G-002,004	11	0	1	1	0	0	0
G-003	6	0	1	0	0	0	0
総計	168	3	16	5	2	11	1

○平成30年度春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況(期間:平成30年3月15日~5月14日)

調査場所 (メッシュ番号)	努力量			捕獲・目撃		
	合計出猟時間	出猟時間×人数	合計踏査距離	単独個体目撃数	親子目撃数	捕獲頭数
西和賀町	145.5	581.5	73.0	5.0	0.0	5.0
A-664	28.5	159.0	15	2	0	1
A-761	7.0	21.0	2	0	0	0
A-764	47.0	208.0	22	1	0	1
A-773	21.0	77.0	12	0	0	0
C-054	11.5	41.5	6	2	0	1
C-055	6.0	18.0	3	0	0	0
C-164	24.5	57.0	13	0	0	2
八幡平市	176.0	596.0	176.0	6.0	1.0	6.0
C-673	12.0	36.0	12	1	0	2
C-674	13.0	65.0	13	1	0	1
C-772	14.0	58.0	14	1	0	0
D-603	3.0	9.0	3	0	0	0
D-701,703	14.0	48.0	14	2	0	0
D-704	3.0	12.0	3	0	0	0
F-071	6.0	25.0	6	0	0	1
F-072	6.0	18.0	6	0	0	0
F-073	15.0	62.5	15	1	1	2
F-074	14.0	40.0	14	0	0	0
F-171	6.0	18.0	6	0	0	0
F-172	6.0	22.5	6	0	0	0
F-173	14.0	30.0	14	0	0	0
F-174	3.0	4.5	3	0	0	0
F-271	11.0	45.0	11	0	0	0
G-001	4.0	12.0	4	0	0	0
G-002	11.0	26.0	11	0	0	0
G-003	11.0	29.5	11	0	0	0
G-004	5.0	15.0	5	0	0	0
G-101	5.0	20.0	5	0	0	0

○努力量あたり捕獲頭数

(単位:頭)

	西和賀町			八幡平市		
	出猟時間	出猟時間×人数	踏査距離	出猟時間	出猟時間×人数	踏査距離
H25	0.06	0.01	0.05	0.04	0.01	0.04
H26	0.15	0.04	0.16	0.06	0.01	0.04
H27	0.13	0.02	0.14	0.05	0.01	0.03
H28	0.13	0.04	0.16	0.06	0.004	0.06
H29	0.17	0.06	0.14	0.03	0.004	0.03
H30	0.03	0.01	0.07	0.03	0.01	0.03

ツキノワグマ捕獲上限数の算定の考え方について

資料9-1

第4次ツキノワグマ管理計画に基づき、生息分布、農業被害状況、捕獲数、堅果類の豊凶状況を総合的に勘案し、各地域個体群において、2018年11月以降の捕獲(狩猟、有害による殺処分)及び繁殖を考慮した2019年11月の予測生息数が、現在2018年11月の推定生息数に対して、減少率は概ね3%の範囲で捕獲数を算定した。

- ・個体数密度: 北奥羽1.39頭/km²、北上高地0.40頭/km²で高水準
- ・農業被害額: 4,232万円の前年度から765万円増(前年度比122%)
- ・堅果類(ブナ): 2.85で前年度から1.76増(前年度比261%)
- ・捕獲数: 299頭で前年度から21頭減(前年度比93%)

北奥羽	A	B	C		D	E	F
	2018年11月	2018年狩猟(予測)	2018年狩猟後		2019当初(出産後)	2019有害(捕獲上限)	2019年11月(上限捕獲後)
0歳	265	0	265	→	274	0	274
1歳	219	1	218	→	218	5	213
2歳以上♀	589	8	581	→	622	29	593
2歳以上♂	347	9	338	→	403	93	310
合計(1歳以上)	1,155	18	1,137		1,243	127	1,116

C=A-B

F=D-E

減少率

-3.38%

F/A

北奥羽捕獲上限(H30-H31): 18 + 127 = **145頭**①

2019.11頭数 **1,390** ①+⑤

※狩猟には春季捕獲を含む。

北上高地	A	B	C		D	E	F
	2018年11月	2018年狩猟(予測)	2018年狩猟後		2019当初(出産後)	2019有害(捕獲上限)	2019年11月(上限捕獲後)
0歳	416	1	415	→	414	0	414
1歳	337	6	331	→	341	4	337
2歳以上♀	889	12	877	→	939	62	877
2歳以上♂	551	22	529	→	626	124	502
合計(1歳以上)	1,777	40	1,737		1,906	190	1,716

C=A-B

F=D-E

減少率

-3.43%

F/A

北上高地捕獲上限(H30-H31): 40 + 190 = **230頭**②

2019.11頭数 **2,130** ①+⑤

平成30-31年度ツキノワグマ捕獲上限数 ① + ② = 375頭

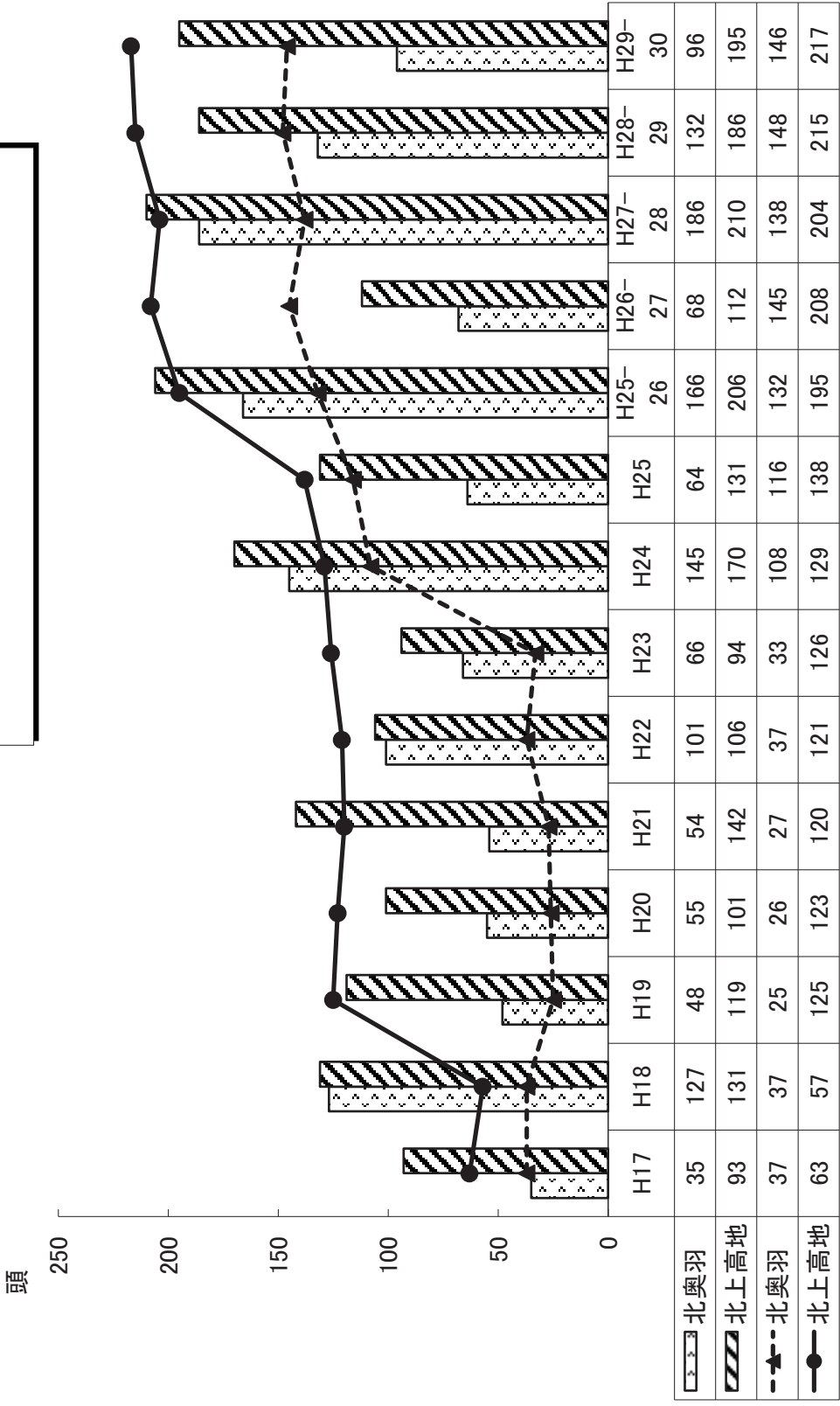
【参考】

○算定に用いたパラメータ

個体数に占める2.5歳以上の割合	0.85	各年齢クラスの生存率(自然)
♂:♀ = 1:1		0 ~0.5歳まで 0.916
繁殖可能年齢 2.5歳以上		0.5~1.5歳まで 0.821 Sc(0.912×0.900)
繁殖率 0.36 (妊娠率0.4×分娩率0)		1.5~2.5歳まで 0.908 Sy
産子数 1.59頭		2.5歳以上♀・♂ 0.900 Sf,Sm

捕獲実績と捕獲上限数の推移

資料9-2



* 捕獲実績に放獣は含まない

事前頭数配分によるツキノワグマ捕獲等許可試行事務処理要領

(平成 26 年 3 月 13 日 自第 521 号)

(趣旨)

第 1 近年、里山に隣接する農村部を中心に日常生活圏においても、ツキノワグマによる人身被害が発生していることから、緊急時の迅速な対応を可能とするために行う、岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領（以下「捕獲事務処理要領」という。）第 7 の規定に基づく捕獲等の許可の特例の試行について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害防止計画 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画（同条第 2 項第 2 号の対象鳥獣としてツキノワグマを掲げるものに限る。）をいう。
- (2) 対象市町村 恒常的に発生する被害に対する被害防止計画を定めている捕獲等の許可の特例の対象となる市町村をいう。
- (3) 配分頭数 第 4 ~~3~~次ツキノワグマ管理計画（平成 ~~29~~25 年 3 月。以下「管理計画」という。）により管理年次ごとに定める捕獲上限数に基づき、毎年度、自然保護課が対象市町村ごとに配分する当該市町村の区域内におけるツキノワグマにかかる捕獲等の許可の特例にかかる捕獲上限数をいう。
- (4) 山林 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条に規定する森林（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域内の河畔林及び現に人が居住する住居（以下「現住住居」という。）の敷地から 30m 以内の区域を除く。）の区域をいう。
- (5) 農地等 以下に掲げる土地の区域（現住住居の敷地から 30m 以内の区域を除く。）のうち、現に耕作その他の生産活動の用に供されているものをいう。
 - ア 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地及び採草放牧地
 - イ 畜舎、鶏舎、養魚場及び養蜂場の用地並びにこれらに付属する倉庫等の施設の用地
 - ウ ア及びイに掲げる土地のほか、これらの土地と一体的な利用に供される土地
- (6) 市街地等 対象市町村の区域から、山林及び農地等を除いた区域をいう。

(頭数の配分及び通知)

第 3 配分頭数は、管理計画に基づく捕獲上限数に加え、生息状況、前年度までの許可実績等を総合的に勘案し、自然保護課が設定し、毎年 4 ~~5~~月末日までに対象市町村に対し通知するものとする。

(特例許可)

第 4 広域振興局（保健福祉環境センターの所管区域にあつては、保健福祉環境センター。以下同じ。）は、被害防止計画に基づく捕獲以外の被害防止の取組を十分に行っていると認められる場合には、対象市町村からの申請に基づき、配分頭数を上限とし、あらかじめ山林を除く当該市町村の区域内における捕獲等の許可（以下「特例許可」という。）を行うことができる。

(特例許可の適用区域)

第 5 特例許可の適用区域は、原則として対象市町村の区域のうち市街地等及び農地等とし、ツキノワグマの本来の生息域である山林には適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、効果的な被害の防除に必要と認められる場合、対象市町村は、山林内であっても農地等との境界から 30メートル以内の区域（以下「農地等周辺」という。）に限り、捕獲等を行うことができるものとする。

(特例許可の期間、更新及び通常許可との関係)

- 第6 特例許可の期間は最長 30 日間とし、特例許可を適用することができる期間は、毎年 ~~5-6~~ 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 (以下「特例適用期間」という。) とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、自然保護課は、第3の配分頭数の設定に係る作業の進捗状況に応じて特例適用期間の始期を繰り上げることができる。この場合において、自然保護課は、対象市町村に対して第3の配分頭数の通知にあわせて当該年の特例適用期間の始期を通知するものとする。
- 3 特例許可の期間満了後に、当該許可にかかる捕獲頭数から放獣頭数を差し引いた頭数 (以下「捕獲実績」という。) が配分頭数に達していない場合、広域振興局は、配分頭数から許可に係る累積の捕獲実績を差し引いた頭数を上限として、特例適用期間内において、対象市町村からの申請により、連続して特例許可を行うことができる。
- 4 広域振興局は、特例適用期間外の時期に、又は特例適用期間内の時期であっても捕獲実績が配分頭数に達している場合に、対象市町村から特例許可の申請があったときは、これを許可してはならない。ただし、捕獲実績が配分頭数に達した後に新たな被害の発生が確認されたとき、又は累積の捕獲実績が配分頭数に達していない場合であっても対象市町村の実状に応じた効果的に被害の防除に必要と認められるときは、別に対象市町村からの申請により通常許可を行うことを妨げない。

(許可の条件)

- 第7 広域振興局は、頭数配分許可に当たって、捕獲等を行う場合に対象市町村が行うべき措置その他の条件として、捕獲事務処理要領第7第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 捕獲等に着手する前に、原則として追払いの方法により対応すること。
- (2) 捕獲等の実施は、人身への被害が現に発生し又は発生する危険性が高い場合、若しくは農業等被害が現に発生している場合に限り認められること。
- (3) 捕獲等の方法としての農地等及び農地等周辺へのわなの設置は、当該農地等に電気柵等の防除設備が設置され、適正に管理されている場合に限り認められること。
- 2 特例許可に係る従事者証には捕獲許可要領第8第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる指導を行うものとする。
- (1) 個別の被害事案ごとに市町村の指示を受けて捕獲等を実施すること。
- (2) 捕獲等完了後、速やかに市町村に対し実施結果を報告すること。

(捕獲等の指示の方法)

- 第8 特例許可に係る捕獲等は、対象市町村の指示に基づいて実施するものとし、個別被害事案ごとに従事者に対し、原則として参考様式に準じた書面による捕獲等の指示を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、人身に対する急迫する危険がある場合、対象市町村は従事者に対し口頭による捕獲等の指示を行うことができるものとする。
- 3 対象市町村は、前項の規定により口頭による指示をしたときは、経緯を明らかにするため、指示の日時、方法、相手方等を記録しておくこと。

(補則)

- 第9 この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 月 日から施行する。

(参考様式)

番号
年月日

(捕獲従事者) 様

市町村鳥獣行政担当課長

ツキノワグマ捕獲等指示書

このことについて、平成 年 月 日付け 第 号 により許可されたツキノワグマに係る捕獲許可に基づき、下記の通りツキノワグマの(捕獲・調査)を実施してください。なお、実施にあたっては先に交付した従事者証(平成 年 月 日付 第 号)の条件も順守願います。

記

期間：
場所：
頭数：
備考：

参考資料

平成30年度ツキノワグマ管理検討委員会
平成30年10月25日 アイーナ 8F 会議室

表題『第26回国際熊学会（26th INTERNATIONAL CONFERENCE ON BEAR RESEARCH & MANAGEMENT IN Ljubljana, Slovenia）』に参加して

岩手県ツキノワグマ研究会
事務局長 藤村正樹

1. ヨーロッパのヒグマの現状（バックグラウンド）

ヨーロッパにはスカンジナビア（ノルウェー、スウェーデンなどに3,400頭）や、アルプス山脈（フランス、イタリアに45~50頭）やピレネー山脈（スペイン、フランス22~27頭）、カラパティア山系（スロバキア、ポーランド、ウクライナ、ルーマニア、チェコ、ハンガリー、セルビア ~7,200頭）、ディナル・アルプス山脈系~ピンダス山系（ギリシャ、スロベニア、クロアチア、マケドニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ユーゴスラビア3,040頭）、バルト地域（エストニア、ラトビア、リトアニア710頭）、東部バルカン半島（~600頭）等にヨーロッパヒグマが生息している（生息数は推定値、欧州委員会の資料からの引用）。

地域によってはヒグマの絶滅が危惧されている。そこで欧州委員会（EU Commission）は、1992年以來実施しているプロジェクト「LIFE」（EU全体の環境、自然保護および気候変動対策プロジェクトを支援するEUの経済政策。LIFEはEU各国の4500以上のプロジェクトを既に共同融資している。2014-2020年の資金調達期間において、LIFEは環境と気候の保護に約34億ユーロ（約4,400億円）を拠出予定。）の一環として、ヒグマ、オオカミ、オオヤマネコや他の象徴的な種の保全や保護のプロジェクトをサポートしている。

そして「再野生化」計画の下、ヒグマの絶滅が危惧されているフランスやイタリアなどの西欧の各地域にヒグマが再導入されているが、家畜や人が襲われるなどしたため、地元の人々は近年、ヒグマに敵意を向けるようになっている。

2. ヨーロッパにおいて研究者や民間団体が行っているクマの保護・保全・調査研究の活動を、国や欧州委員会が財政的、政治的にサポートしている。

なお、第26回国際熊学会を主導的に企画・運営・実施したのは、開催国のリュブリャナ大学の研究者グループとスロベニア森林局 (Slovenia Forest Service) でした。(次回 2020 年開催? の第27回国際熊学会は、開催地の米国モンタナ州の森林局 (U. S. FOREST SERVICE) が担当するらしい)

2. 犬を活用したクマの生態研究や被害対策に関して

(1) ピレネー地域にヒグマのモニタリング調査における熊糞検出犬 (Scat-detection dogs) の活用についての発表。

(2) ヨーロッパでは主にオオカミや熊対策として、6種類の犬種が使われている。ガーディアンドッグ (大型犬) 2種、ハンティング用に中型犬 (ライカ系) 4種類。

(3) ギリシャの研究者から、『死んだ犬は守ることができない：毒餌は人とヒグマの軋轢を解決するための手段を減ぼす』(元題：“Dead dogs can’t guard: poisoned baits undermine a human – brown bear conflict resolution tool in Greece”) との発表有り (写真1, 2, 3)。

ギリシャではオオカミやヒグマによる家畜の被害を守るため、伝統的に3種類の家畜警護犬 (Livestock Guard Dogs ÷ LGDs) が使われている。近年、EU や国が行うオオカミやクマの保護策に対する狩猟者や地元住民の反発や、キツネの違法な駆除などの理由で山野に毒薬を仕込んだ餌が違法に散布され、その結果として多数の家畜警護犬 (LGDs) が誤って殺されている問題が発生している。

(4) 以上に関連し、帰国前に寄ったイタリアにて、実家がヒグマの生息地のアルプス山脈の山麓にあるという青年から以下の話を得る事ができた。

故郷には35~40頭のヒグマが生息している。ヒグマによる被害が起きて住民は困っている。イタリア政府にヒグマの駆除を頼んでも、イタリア政府は駆除してくれない。

なお、イタリアではヒグマは保護種に指定されています。

(5) 補足：イタリアでもギリシャと同様な毒殺事件が起きているようです。AFP 通信は以下のニュースをインターネット上に掲載していました。

『イタリアでヒグマ「毒殺」？ 州が調査 家畜襲い住民から敵意も』

2016年3月22日 10:34 発信地：ローマ/イタリア

【3月22日 AFP】イタリアで保護種に指定されているヒグマ1頭の死骸が21日、同国北東部のトレンティノ・アルトアディジェ（Trentino Alto Adige）州で発見された。同州が発表した。毒殺の可能性があるという。

大型のヒグマが道路脇に横たわっているのをトラックの運転手が発見した。このヒグマはヨーロッパヒグマの8歳の雄で、発見された時、死後2、3時間が経過した状態だったという。同地域では、ほぼ1年前にも、ヒグマが毒殺される事件が発生している。

州は声明で「これまでの情報によると、死因は毒殺とみられる。こうした情報は、他の分析によって確認される見通し」だと述べた。

当局によると、イタリアにはトレンティノ・アルトアディジェ州とベネト（Veneto）州の間の山岳地帯を中心に、約50頭のヨーロッパヒグマが生息している。また、同国中部には、ヒグマの亜種のマルシカヒグマが同じく50頭ほど生息しているという。

「再野生化」計画の下、西欧の各地域にヒグマが再導入されたが、家畜が襲われるなどしたため、地元の人々は近年、ヒグマに敵意を向けるようになっていく。東欧では、ヒグマは絶滅に直面したことはない。

URL: <http://www.afpbb.com/articles/-/3081148>

考察：

クマ対策に犬の有効利用を検討し、促進するべきだ。

野生動物の管理と被害対策（または被害の補償）は車の両輪であり、両輪がバランス良く回転しなければ、車（野生動物の適切な管理）は正常に進まないし、事故（地元住民とのトラブルなど）が発生する。



写真 1



写真 2

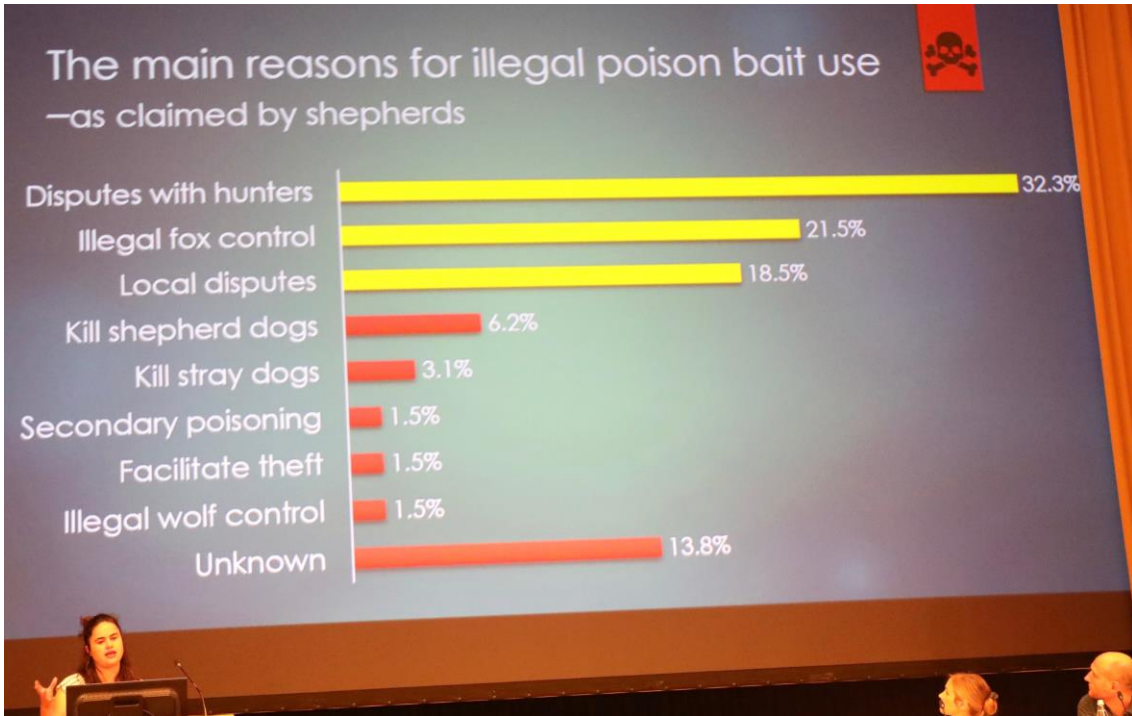


写真 3